

令和7年度 第5回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	令和7年11月25日（火）午後1時から午後2時15分まで
開催場所	白井市役所東庁舎 1階 会議室101
出席者	吉井会長、岡澤副会長、稲葉委員、竹内委員、大嶋委員、折原委員、増子委員
欠席者	なし
事務局	元田市民活動支援課長、石田市民活動支援係長、渡邊主査補
傍聴者	1名
議題	(1) 答申（案）総合的評価について (2) 市民参加条例の見直しについて
資料	①資料0 第5回次第 ②資料1 令和6年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について（答申） ③資料2 白井市市民参加条例の見直しについて

（会議内容）

●1 開会

●2 会長あいさつ

●3 議題

議題（1）答申（案）総合的評価について

事務局説明

○事務局

資料1の1 答申というページ、こちらを見ていただけますでしょうか。こちらが本年度の答申の本文となっております。

要約いたしますと、令和5年9月1日に受けました総合的評価の諮問に対しまして、本年度は4事業の評価を行い、全て良好という結果となりました。これまでの答申の積み重ねにより、職員の市民参加に対する意識や理解は着実に高まっており、条例で定めている手続は概ね取り組まれているが、今後は条例で定めている手続にとらわれず、柔軟な情報発信を積極的に取り入れ、実践していく必要があるということ、そのためには職員一人一人の市民参加に対する意識や理解の更なる向上と多様な市民が市政に参加できる仕組みを整備することが重要だという内容となっております。

最後に、令和7年度に諮問のありました「白井市市民参加条例の検証、見直しに関するこ」については、他市町村の事例との比較検討や現在の社会情勢の適合を十分に行うための検討が不足している状態であることから、令和8年度に答申するという内容となっております。御意見ありましたら、お願ひいたします。

特によろしいでしょうか。

では、続きまして2ページ目。令和6年度市民参加の実施状況に対する総合的評価になります。こちらは、前回も確認していただいた総合評価を行った1事業から4事業の評価点数と評

価結果となっております。

先ほどお伝えいたしましたとおり、本年の評価は4事業全て良好となりました。5から15事業に関しましては、令和7年度以降への継続事業となりますので、コメント評価と記載をさせていただいております。御意見等ありましたら、お願いいいたします。

会長に進行をお返しいたします。

意見等なし

事務局説明

○事務局

続きまして3ページ目以降になるのですが、事業ごとの評価表となっております。前回からの修正点といたしまして、幅のある御意見や意見が重なっているもの、表現が誤っているもの、誤字、脱字等の修正を行っております。また、後日、職員に向けて通知する際に、コメントを見ることで次回以降の改善点が分かりやすいように表現を変えています。

具体的に申しますと、9ページ目を御覧ください。

「4、路上等における受動喫煙の防止に関する条例（案）制定事業」を御覧ください。表の一番上の項目の総合コメントになりますが、「パブリック・コメントの結果公表場所が情報公開コーナー、図書館で公表されておらず」というように、改善点の三つ目のところになるのですけれども、そちらにこういった記載をしております。こちら情報公開コーナーや図書館という特定の場所で公開がされていないということを各課の担当者に分かりやすいように、具体的な表現に修正をしております。

事業ごとの評価表についての説明は以上となります、御意見等ありましたら、お願いいいたします。

会長に進行をお返しいたします。

意見等なし

事務局説明

○事務局

続きまして、32ページになります。

3 市民参加の実施に関する提言という資料を御覧いただければと思います。こちらは前回お示しした、よかつた点や改善点をまとめて提言にしたものとなっております。今回は4つの提言案とさせていただきました。

まず一つ目ですが、（1）周知方法の徹底及び工夫についてです。事業の周知について、市公式LINEを活用するなど工夫をしている事業がある一方で、条例等で定める場所で公表を行っていない事業が見られました。市民参加の周知の徹底と工夫を行うことで、これまで知ることができなかつた市民にも情報が届きやすくなり、参加機会が高まります。これらのことから、市民参加の実施に際しては、条例等で定める周知方法の徹底を図るとともに、SNSの活用など新たな工夫、取組が市全体で広がるよう研修と情報共有を徹底してくださいという提言になっております。

続きまして、（2）意見の収集方法の工夫についてです。QRコードの掲載やパブリック・コメントのWEBフォームの活用など、回答しやすくするための工夫を行っている事業があり

ました。

また、パブリック・コメントを年末年始など多忙な時期を含んで実施する場合は、通常の期間よりも実施期間を長くするなど工夫をすることで、市民の意見を広く収集できるのではないかという意見のほか、市ホームページにアクセスがあったものの、意見の提出につながらなかった事業については、分析などが必要であるという意見を出したところです。そのため、市民参加の実施の際には、市民の意見を広く収集するため、このような工夫や意見を踏まえて取り組むこととしてくださいという提言になっております。

続きまして、(3)の市民の意見の反映についてです。市民参加の結果、市民から得た意見の取扱いについては、審議会などで検討している事業がある一方で、その取扱いが不明確な事業がありました。寄せられた意見の取扱いを広く公表し、政策への反映結果を公表することは、意見を寄せた市民に対する責任だけではなく、市政の透明性につながることから重要な取組です。このことから、計画の策定や事業の実施などにおいては、市民参加で得た意見の取扱いが分かるように表記などを工夫することとしてくださいという提言になっております。

続きまして、(4)結果の公表の徹底についてです。市民参加の結果の公表について、条例で定める場所で公表されておらず、特に図書館については、多くの事業で実施されておりませんでした。

また、公表されている場合でも、公表が半年以上後など遅い事業がありました。市民参加の結果の公表は、市民が事業の是非を判断するために必要であり、より良い判断のためには的確な情報提供が非常に重要です。そのため、結果公表については、条例で定める公表場所の徹底を図るとともに、会議録については、会議後概ね1か月以内、遅くとも2か月以内に公表するとともに、アンケートについては速やかに公表することで多くの市民が閲覧できるようにしてくださいという提言になっております。

御意見等ありましたら、お願ひいたします。

事務局からの説明は以上となります。会長に進行をお返しいたします。

意見等

○●●委員

今、御説明ございましたけれども、各委員いかがでしょう。御意見あるいは御質問等ございますか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

意見というよりも、教えていただきたいところがございまして。(1)の周知方法の徹底及び工夫のところで、「条例等で定める」というくだりがございます。それと(4)の結果の公表のところでも、「条例等で定める」という記載がございますが、この(1)の周知方法に関することでの「条例等で定める」というのは、条例のどこの部分を指すのか教えてくださいますか。

○事務局

今の御意見にお答えをしたいと思います。

まず、条例等という表現をしている理由は、まず条例に載っているか載っていないかというところなのですけれども、結果の公表については、条例によって広報しろい、市ホームページ、情報公開コーナー、その他の方があるのですけれども、そちらで指定をしているところです。

周知の方法に関しましては、直接条例にそういった文言は入っていないのですが、逐条解説

という、条例のこの文章は、こういう意味であると解説を記載しているものがあるのですけれども、そちらで定義をされていましたとか、ガイドラインに記載があつたりするものです。ものによって異なってしまうのですが、条例等という表現をさせていただいております。

○●●委員

ありがとうございます。

条例を見ますと、第9条のところに公表の方法ということが明記されておりまして、それについて、その第8条の中での提出された意見の内容、提出された意見に対する検討結果及びその理由ということが第9条にかかってくると思いましたので、そこから言いますと、いわゆる周知方法の中で条例等々が入っているのは、そういうような意味合いだということは理解いたしましたが、その辺が分かりづらかったので質問させていただきました。

○●●委員

ありがとうございます。事務局として、いかがですか。今そういう形で御説明いただいたのですけれども、そういうことでよろしいですか。

○事務局

はい。大丈夫です。

○事務局

御意見を頂いたので、より分かりやすくなるように工夫してみたいと思います。

○●●委員

よろしくお願ひします。ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがですか。

●●委員。

○●●委員

今回、事業が4つと多いのですけれども、これを見たときに、一番行動の変化を伴いそうのが、(3)番の市民参加で得た意見の取扱いが分かるようにというところは、結構大きな変化になるので、職員の方の手間になると思いました。これを一番初めにするというのは、いかがでしょうか。(1)や(2)は、これまで結構出ていたところだと思いますので、今回新しく出てきたようなところを最初に持ってきたほうが、職員の方も理解しやすいと思いました。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

○事務局

皆さん問題なれば、そのようにしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○●●委員

よろしくお願ひします。

○事務局

分かりました、改善いたします。

○●●委員

●●委員、いかがですか。特にございませんか。

○●●委員

特に大丈夫です。●●委員のお考えに賛成で、新しく出てきた部分を最初に持っていくのが

良いと思います。よろしくお願ひします。

○●●委員

ありがとうございます。

それでは、各委員の方々から、今、御賛同いただきましたけれども、そういう形で事務局のとしては、御検討いただくということで、お願ひできますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○事務局

続けてしまってよろしいでしょうか。

○●●委員

どうぞ続けてください。

○事務局

では、今まで議題1に関しましては以上となりますので、続けて議題2に入らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○●●委員

お願ひします。

議題2 市民参加条例の見直しについて

事務局説明

○事務局

資料2「白井市市民参加条例の見直しについて」をご覧ください。

こちらは、昨年度までの検討事項と、これまでの会議で議論された内容を踏まえまして、1番の検討事項（現行条文に規定されるもの）というものと、5ページ目になりますが、5ページ目の2、検討事項（現行条文に規定されていないもの）と書いてあるものになりますが、分けて記載をしております。資料の内容が多いので、本日は説明を中心とさせていただいて、一度持ち帰って確認していただいて、次回会議のときに御意見を頂きたいと思っております。気づいたことですか疑問点等がありましたら、本日、御意見頂いて差し支えありませんので、よろしくお願ひいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

1、検討事項（現行条文に規定されているもの）になりますが、1ページ目の（1）実施機関の拡大に関するごとを御覧ください。

こちら、現行条文ですと、実施機関としているものは、市長、教育委員会及び水道事業のみとなっております。

検討する事項といたしましては、対象実施機関を拡大して、より多くの市民が市政に参加できる環境を整えるために規定するかを検討するということとなります。

追加検討機関の例といたしまして、選挙管理委員会や監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会等があるということを記載しております。

続きまして、（2）市民参加の対象に関するごとを御覧いただきたいと思います。

①に現行条文を書いておりますけれども、こちらが今の市民参加の対象になる事業となっておりますが、概ね市の基本構想や基本計画及び市民に関わりの深い個別行政分野における施策の基本方針、その他の基本的な事項を定める計画の策定または変更と、（2）にある市の基本

理念を定める条例の制定または改廃、(3)の市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃、(4)の市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃、(5)市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定または変更、(6)のその他特に市民参加を行うことが必要と認められるものが、今の市民参加の対象となっている事業となっております。

検討事項といたしましては、②に書いてありますが、市民参加の対象について他市の事例を踏まえて追記・変更すべきかという点について検討したいと思っております。

追加対象例といたしましては、憲章や宣言等も含めるということ、市民生活に重大な影響を及ぼす制度・計画の策定又は変更等を追加するかどうかを検討するということ。そして解釈についてになるのですが、(4)にあります重大な影響ですとか、(5)にあります大規模な施設の指標となる定義等について検討したいと考えております。

1枚めくっていただいて、2ページ、(3)市民参加の方法の見直しになります。

こちらは今、市民参加の方法といたしましては、審議会、パブリック・コメント、アンケート、意見交換会、ワークショップ、住民投票、その他の方法が規定されております。

検討事項として、新しい手法を導入するか検討するというところ、もしくは今あるものを変更する等を検討したいと考えております。

追加対象例として、前々回議題に上がっていた市民政策提案手続ですか、市民会議等を入れるかどうかというところを検討したいと考えております。

これは、案に書かせていただいたのですけれども、前回メリットだけではなくて、デメリットもお示ししてほしいという御意見がございましたので、今回、市民政策提案手続に対して、メリットだけじゃなくてデメリットも示させていただいております。

市民が一定の条件により、市に対して政策や制度の改善・新設を正式に提案できる仕組みになりますが、メリットといたしましては、政策の実効性の向上や市民満足度・信頼感の向上、参加の公平性、包摂性の向上、行政の透明性、説明責任の向上が挙げられるが、デメリットといたしまして、参加者の偏りや代表性の課題、行政コスト負担の増大、提案内容の質、実現可能性、制度の政治的不安定性が挙げられます。

続きまして、3ページ目を見ていただきたいのですけれども、こちら市民会議の説明になりますが、地域住民や市民が主体的に集まって地域の課題について意見交換を行い、具体的な活動や提言を行うというものになっております。

メリットといたしましては、地域への愛着・責任感の向上、コミュニティの一体感の醸成、多様な意見の反映、地域ニーズに合った事業の展開がありますが、デメリットとして、意思疎通の困難さや対面会議の制限、議論の脱線や記録や共有の難しさというところが挙げられることとなっております。

続きまして、(4)の意見の公表方法の見直しについてになります。

こちら、今は(1)の市の情報公開コーナーへの配置、市の広報紙への掲載、市のホームページへの掲載、その他効果的に周知できる方法となっております。

検討事項といたしましては、審議会等の結果については、市ホームページ、情報公開コーナー、広報しろいにて公表することとなっておりますが、公表場所の追加や削除について検討したいと思います。市民参加の手法のその他の方法については、必ずしもそぐわない可能性がございますので、除外するかどうかも検討したいと思っております。

続きまして、4ページ目になりますが、審議会等の市民公募委員の選考方法になります。

こちら、現行条文につきましては、審議会等の委員の委嘱又は任命は、当該審議会等の設置の趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を設けるよう努めなければならない。応募者の選考に当たっては、地域、性別、世代等に偏りが生じないよう基準を設け、これを公表しなければならないとなっております。

審議会に参加する市民の固定化や若年層や女性の参加が少ないとから、多様な市民層の市政への参加を促すこと目的に、今、市で無作為抽出制度を行っていますが、こういった登録制度による公募について、規定をするべきかどうかを検討したいと思います。

続きまして、(6)のパブリック・コメントの提出期間につきまして、こちらは以前からお伝えをしておりますが、30日間以上としたいというところになっております。

こちら行政手続法第39条の意見公募手続によって、30日以上と規定されていることから、現行の提出期間を2週間としておりましたが、30日間以上に、改正に合わせて行いたいと思っております。これは、昨年度も議題に上がっていて、30日間以上にするというふうになっていたと思いますので、そのままそれを採用していきたいと考えております。

続きまして、(7)の市民参加推進会議の再任規定の変更に関してです。

こちらは、委員は1回に限り再任されると現行ではなっておりますが、多くの市民に参加していただくため、再任を1回限りとしています。再任の制限について、昨年度も議論がありましたので、また改めて検討をさせていただきたいと思います。

続きまして、2の検討事項（現行条文に規定されていないもの）になるのですけれども、その前に一旦このあたりで御意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

会長に進行をお返しいたします。

意見等

○●●委員

御説明をいただきましたけれども、ここまで間で、何か御質問等ございましたら、頂けたらと思いますが、各委員いかがですか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

1ページ目の一番下にあります（2）の市民参加の対象に関するこの※で解釈についてのところは、これは質問というより確認なのですけれども、重大な影響とか、大規模な施設というのは、一体どんなことを指すのかをきちんと示したほうが良いということをおっしゃっているということですか。

○事務局

はい。現状だと大規模な施設というところで言いますと、今1億5千万円以上というのが、市の規定にはなっているのですけれども、具体的に他市で行っている事例等も踏まえまして、現状のままで行くのか、あとは明文化するかどうかというところも含めて検討したいと考えております。

○●●委員

分かりました。ありがとうございます。

○●●委員

ありがとうございます。ほか、いかがですか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

一つ教えてほしいのですけれども、2ページ目のデメリットの一番最後、制度の政治的不安定性というのがあるのですけれども、具体的にどのようなものか教えていただきたいのですが。

○事務局

市民政策提案手続について調べたところ、様々な市でこういった手続をやってはいるのですけれども、具体的に提案が上がって来て、それが実際の制度として反映されるかというところを含めてなのですが、簡単に提案をできるという部分があるので、どうしても上がってくる内容が、実際の現状に適していない内容等が上がってきてしまうことが多いということと、代表者の方は特になのですけれども、それについて熱意がすごくあるのですが、その方々が辞めてしまった後に、その制度が形骸化してしまうような事態が発生していたり、そもそも取りやめてしまったりだとか、そういうことが起こっているところもあるので。結局制度をつくっても、その価値がなくなってしまっているという話を他市からお聞きしたところです。

特に、この市民政策提案手続に関してなのですけれども、同じような制度を行っているところがありますので、そちらに聞いてはみたのですが、本当に10年前に1、2件あったというところしかなく、今となっては、あるけれども誰も使っておらず、形骸化している状態になってしまっているとのことです。

原因としては、つくろうと思ってつくったのだけれども、結局それが市民参加の対象のレベルのものではないので、なくなってしまったりとか、具体的に実現が不可能な提案が上がってきただけで、結局却下してしまったりしていたことが原因かは、分からぬのですけれども、一応周知は毎年行っているらしいのですが、特に提案が上がってこなくなっている状態だというのが確認できました。

また、●●委員と●●委員からも、前々回の会議のときに、そういうところの難しさがありますよというのはお聞きしていたのですが、そのような現状があるというところです。

○●●委員

ありがとうございました。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

政治的不安定性という言葉が、今のお話聞くと、少し違うという気がするのですけれども。おっしゃっているのは、例えば1番目にあるような参加者の偏りや、代表性の課題なり、時期の問題が起こっているから、内容についていろいろ問題があるということではないかと思います。政治的不安定性というと、捉え方が違ってくるのではないかと思います。

○事務局

御意見ありがとうございます。このあたりは、また再度詳しく調べて、次回お答えしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○●●委員

各委員、いかがですか。

●●委員、何か御意見ございますか。

○●●委員

持ち帰って、まとめて次回御意見述べさせていただければと思いますので、現時点では大丈夫です。ありがとうございます。

○●●委員

ありがとうございます。

●●委員もいかがですか。大丈夫ですか。

○●●委員

ありがとうございます。質問させていただいても大丈夫ですか。

○●●委員

お願いいいたします。

○●●委員

最初の（1）のところなのですけれども、それぞれの委員会で市民参加が必要なのか、追加したほうが良いのではないかと考えられた理由を簡単に教えていただけるとうれしいです。農業委員会等は、意見が固定化するということもよく聞くので、市民の方が入っていると、すごく変わってくるというのはイメージできたのですけれども、選挙管理委員会等も、確かに市民参加をそこで入れていくというのもすごく良いことだと思うのですが、監査委員や固定資産評価審査委員会を追加検討する理由を教えていただけるとうれしいです。

○●●委員

ありがとうございます。

○事務局

今回、追加検討機関例にこちらを書かせていただいた理由が2点あります、一つ目が、昨年度まで行っていた見直しのときに、これを入れるかどうかというところで、入れる方向性で案が進んでいたということがまず一つあります。また、ほかの市を見渡したときに、こういった機関が記されていて、白井市にもある機関で、他市で多く見られる機関を記載をさせていただきました。

絶対にこれを入れるということではなくて、あくまで案として、他にこんなものがありますという御紹介をさせていただいております。恐らく、それほど事例がないような委員会等が多く含まれておりますので、あるとしても農業委員会ぐらいだと思うのですけれども。すみません、それぞれの委員会について、そこまでの調査がまだできていませんので、そういうふたつ理由で、5つの機関を載せたということになります。

○●●委員

ありがとうございます。これまで対象としていた事例の中で、公募の市民があまり参加しなくても良いようなテーマなので、人が少なかったんじゃないかという話も出てきていたかと思うのです。こういう新しい機関を追加するときに、なぜそこに市民参加が必要なのかということも少し考えつつ入れられると、今後の評価をする際にも、すごく参考になると思いましたので、これも持ち帰って少し調べさせていただけたらと思います。でも、よくよく考えたら、市民参加したほうが良いかもしれないと思うこともたくさんあるので、少し考えてみたいと思いました。

あとは、3ページ目の（5）番の市民公募委員の選考方法について。これから御説明にも続くかと思うのですが、登録制度は記載していただいたほうが良いと思いました。

あとは、再任に関してなのですけれども。再任というのは、1回に限り再任されることがで

きるということで、2回以上に増やしていくという考えですか。

○事務局

まず、多くの市民に参加していただくという観点から言いますと、再任1回限りとしているというのは、現行に沿っているというところはあるのですが、それぞれ学識経験者の方とか市民の方とかいらっしゃると思うのですが、その中で全体としてどうしていくのかですかとか、例えばこの学識経験者に関しては、複数回でも良いのではないかという意見があれば、そういうことも検討しますけれども、現行では1回限りとなっています。

去年も議題に上がっていたところだと思いますので、今年も、去年までの議論をないがしろにするということはありませんので、そこに関しては、もう一回検討させていただいて、また具体的にどういう形で決定するかというところですが、全員1回限りにするのか、そもそも再任は要らないのではないかですかとか、いろいろな意見があると思いますので、そこを踏まえた上で決定させていただければと思います。

○●●委員

分かりました。去年は、学識は2回まで再任できるということが書かれていた気がしていましたので、すみません、ありがとうございます。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

あと、各委員、いかがですか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

この市民参加のことで、質問というわけじゃないのですけれども。自分は小学校のPTA会長をやらせていただいて、その中の活動として、いろいろ参加した委員会等があります。その中で給食委員会に参加したり、まちづくり協議会に参加したりとか、その流れでこちらに参加していただけませんかということで電話を頂いて参加している経緯があります。段階を経てるので、話が分かると思っているのですけれども、やっぱり有識者でないと分からぬことがいっぱいあります。この無作為抽出制度についても、それは何ですかというところから始まってしまうことが多いのではないかと思うところがあります。

自分は、3年目なのですけれども、この議題の中で、分かること、分からぬことが今まで、多くあったのです。その中で、分かることというのは真剣に書いたりできたのですけれども、少し分かりにくいことがあったので。こういう議題では、恐らく参加したい方もたくさんいるのでしょうかけれども、内容が広過ぎて少し見えにくいと感じています。自分も、コメントの少ない回答が多くて、正直に言うと読み込めないところがたくさんあったのです。その中で、この無作為抽出制度で委員を選任するというのは、課題があると思いました。

自分は、まちづくり協議会で千葉大学の教授と知り合いになりました、いろいろとお話ししたこともあるのですけれども、町の話はできるのですけれども、行政のことになると、少し難しいというところがありましたので、自分の立場を今、表現して話させていただいたのですけれども、選任手法については少し御検討いただければと思います。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。この時点で事務局で考えはありますか。

○事務局

御意見として伺わせていただきたい、今後の検討にさせていただきたいと思います。

○●●委員

ありがとうございます。

それでは、大体一回りという感じでございますか。特に何かございますか。また追加の御意見等々あれば。

●●委員、いかがですか。

○●●委員

大丈夫です。ありがとうございます。

○●●委員

大丈夫ですか。ありがとうございます。

●●委員も大丈夫ですか。

○●●委員

大丈夫です。ありがとうございます。

事務局説明

○事務局

次に、5ページ目に進めさせていただきたいと思います。

2の検討事項（現行条文に規定されていないもの）と書いてあるものになります。

こちらは現行条文にありませんが、今後、明文化したり、そういうったところに追加することを検討する内容となっております。

まず（1）に、先ほども申し上げられました無作為抽出公募委員候補者登録制度（以下「登録制度」）の追加と書いてあるのですけれども、こちらを追加するかどうかを書かせていただいております。

登録制度につきましては、地域課題が多様化する中、市民の皆様から幅広く御意見を頂き、市民ニーズを反映させた計画や施策を推進していくため、適用しております。

課題となっていた若年層や女性の参加の増加を見込めるところから、規定するか検討することとしております。

（2）に周知方法の明文化についてです。

市民参加の方法につきましては、先ほど●●委員がおっしゃられたとおり、場所についての定めを直接明文化はしておりません。こちらを結果公表と同様に規定するかどうかを検討したいと考えております。

（3）にSNSを活用した周知、結果公表の明文化をするかどうかというところで、SNSを活用した周知、結果公表について、明文化するかを検討したいと思っております。

メリットといたしましては、迅速性があること、若者の目にも留まりやすいこと、地域への関心の向上がそれにより見込めること、あと財源の考慮が少ないとあります。

ただ、デメリットといたしまして、プライバシーですとか、個人情報流出やサイバーリスク、情報の質と信頼性、炎上と評判リスクというところがあります。

(4) 番にオンライン会議、傍聴の明文化と書いてありますが、こちらはオンライン会議やオンライン傍聴について明文化するかを検討したいと考えております。

メリットといたしましては、時、場所を選ばずに参加可能になること、参加する市民の固定化を防げること、性別や年齢層を問わないこと。

デメリットといたしましては、情報格差があるということ、コミュニケーションの課題があるということ、システム運用上の課題、技術的なトラブル等になりますが、そういったことに対する対応が必要になるということ、そして、行政のリソース不足と炎上・評判リスクがありますということになります。

こちらで現行条文に規定されていないものの検討事項の説明は以上となります。会長に進行をお返しいたします。

意見等

○●●委員

ありがとうございます。今、御説明いただきましたけれども、各委員いかがですか。この場での御意見ということはございますか。特にございませんでしょうか。

●●委員、何か御意見ございますか。

○●●委員

今すぐは思いつかないので、持ち帰らせてください。

○●●委員

ありがとうございます。よろしくお願ひします。

●●委員もいかがですか。

○●●委員

ありがとうございます。SNSを活用した周知、結果公表の明文化というのが検討が難しいと思ったのですけれども、この市民参加推進会議で多くの意見が出てきたところではあるので、制度化も検討しても良いと思いつつ、柔軟な運用をしたほうが良いというのも一方で思いますというのが、今のところの意見です。

(1) 番に関しては、先ほどもお伝えしたのですが、既にほぼ毎回使われているぐらい、8割方はもう行っているので、これは規定しても良いと思いました。今のところ、それぐらいです。

あと、オンライン会議の傍聴に関しては、既にやられているところがあるので、もし手間とかが大変ではないようであれば、検討してみても良いとは思いました。いろいろな方に聞いていただける機会が増えるのは、すごくいいと思いますので。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

事務局、どうぞ。

○事務局

今、オンライン傍聴の話が出たのですが、このオンライン傍聴を行っているところにも幾つか話を聞いておりまして。

問い合わせを行った市町村では、すべての市町村が具体的に始まったきっかけというのが、基本的にコロナ禍のときにオンライン傍聴という制度をやるべきなのでないかということで、

始めたと回答がありました。

また、開始した当時は、例示として行った実績があったのですが、コロナ禍が収まり、外出が可能となってからは、オンライン傍聴の希望者が全くいなくなってしまい、それからは実質形骸化しているという回答がありました。

炎上や評判リスク等もありますので、明文化を絶対しようというわけではなく、明文化するかもありますが、オンライン傍聴については、例えば努めるのような表現にするなど、絶対やるわけではないというような表現を入れる形にして、詳細については、手引きや内規等で、そういうルールを決めていくことで柔軟に対応できるようにするほうが、良いのではないかと個人的には思っています。

ただ、取り入れることに関しては、良いことでもあると思いますので、いつでもオンライン傍聴ができるような状態にできるのか検討の余地はあると思います。

また、行政のリソース不足等も書かせていただいているのですけれども、我々にそれが本当に実施できるのかというところも含めて、我々の課だけでできるというレベルを超えてしまうかもしれませんので、そのあたりも、市内部で実現可能かどうか併せて検討させていただければと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

○●●委員

ありがとうございます。いろいろな人に参加していただくということを考えたときに、もしかするとオンライン傍聴ができるようにしてしまうと、委員になること自体が、少しハードルが高くなる可能性もあるとお伺いして思いました。実際に参加していただく、この話合いの中に審議会等で公募市民として参加していただくこととの兼ね合いも考えたほうが良いと思いました。追加のコメントでした。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

今のオンライン会議傍聴の明文化のところで、少し教えてください。この理解の仕方なのですが、いわゆるオンライン会議、メンバーがみんなパソコンでつながるということと、その会議の傍聴というような意味合いですか。それとも、このように今、一部●●委員がオンラインで参加していただいている、こういう会議を傍聴するのをオンラインという、その辺の整理を改めて教えていただけますでしょうか。

○事務局

少し分かりにくい表記になってしまったのですが、オンライン会議、傍聴と書いていますけれども、具体的には二に分かれている形になります。

オンライン会議というのは、今、御参加していただいているように、参加者側がオンラインで会議に参加するという形です。オンライン傍聴につきましては、傍聴者の方が今、直接いらっしゃっていると思うのですけれども、直接お越しいただかなくてもオンラインで傍聴ができます

る仕組みをつくったらどうかというところを議論していただきたいと思っています。

○●●委員

ありがとうございます。そういたしますと、最初のオンライン会議というのは、今このような状態のことをいうのか、事務局も委員も全てオンラインで行う会議を指すのか、そのあたりのところは、いかがなんでしょうか。

○事務局

前々回も御意見を頂いていまして、全くのオンライン会議という形も、事例は少ないのであるにはあります。

ただ、実際、現実的には難しいのではという御意見もございましたので、絶対全員オンラインでの参加にしなくてはいけないという形は、今のところ特に考えてはいないのですが、オンラインを併用するような形式でやっていくところで、何かしらの明文化をするべきかどうかを検討していただきたいと考えております。

○●●委員

分かりました。ありがとうございます。

○●●委員

ありがとうございます。今のオンライン会議の部分で言えば、オンライン参加も可と、そういうことですかね。

○事務局

具体的に今、条例に規定はないのですけれども、各課でこういったオンラインを併用した形で会議は行っていますので、特別、明文化するかどうかというところなのですけれども。何かしら文言を入れるか、それとも単純に今までどおりの運用として、併用で今もう既に実務的にできているので、問題なければ明文化しなくても良いのかというところを検討をしていただければと思います。よろしくお願ひします。

○●●委員

ありがとうございます。

もう一つ、言葉の話なのですけれども、この傍聴というのは、オンライン傍聴と入れたほうが分かりやすいということはないでしょうか。

○事務局

オンライン会議とオンライン傍聴というのを別々に書いてという話でしょうか。

○●●委員

そういう意味でございます。ありがとうございます。

○事務局

オンライン会議については、実質的にもう実施しているところもありますので、議論については、別でいただければと思います。

ただ、自分が担当課だったときに、オンラインでの参加を加えるべきという話をしていて、そういう制度を運用上で、委員の意見もいただいているし、会議録にも名前が載っているから、委員が来ているのと同等だよねという位置づけで運用上行っていたので、そこを明文化するかという話になります。明文化しなくても、運用上で決めれば、良い話なのですけれども。オンライン傍聴については、ほとんど白井市の中では行っていない状況なので、そこについて、実施するかどうかということと、明文化するかというのはまた別の話なのかもしれませんけれど

も、そこの部分について、次回以降、議論させていただければと思っているところです。

○●●委員

ありがとうございます。

あと、いかがですか。皆さん、特に現時点ではございませんか。

市民参加条例の見直しについての今日の議論は、ここで一旦終了ということでよろしいでしょうか。あとは、事務局にお渡ししてもよろしいでしょうか。

○事務局

分かりました。議題2が終わりになりますので、その他なのですけれども。

次回会議の日程についての調整をこの場では難しいと思いますので、また後日、調整させていただきたいと思いますので、もし何もなければ、これでこの会議は終了となります、答申の話だけをさせていただきます。

今日伺った意見を踏まえて、修正したものをつくりまして、12月8日（月）午後1時30分からになりますが、正式な答申として、会長と副会長には、市長と実際にお会いしていただいて、答申書のお渡しをする機会とさせていただきたいと思います。

それまでに、市で答申を修正したものを作成しまして、一度会長に確認していただきます。

当日、私が答申をお持ちいたしますので、お渡ししていただくのと、写真を撮影させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。